



固定資産税

≫**固定資産税** 固定資産（土地、家屋、償却資産）にかかる税金です。毎年1月1日現在の固定資産所有者が固定資産の所在する市町村に納めます。償却資産とは、経営する事業のために用いる構築物や機械、器具、備品などのことです。

≫**都市計画税** 交通施設や公園、上下水道などの公共設備の整備や土地区画整理事業などに充てるための税金です。都市計画用途地域内に所在する土地・家屋に対し、固定資産税と併せて課税されます。

■課税の流れ

①市が固定資産を評価して価格を決定します。この評価額は3年ごとに見直します。②評価額を基に課税標準額（税額算出の基礎となる額）を算定します。③課税標準額に税率を乗じたものが税額です。毎年4月に税額などを記載した納税通知書と課税明細書を納税者に送付します。

■課税明細書を確認しましょう

所有する土地に居住用の建物が建っている場合、住宅用地に対する課税標準の特例が適用され、税額が軽減されます。課税明細書の中央に記載されている「住宅用地区分」欄で、特例の適用が確認できます。

▷土地の上に専用住宅が建っている＝1 ▷居住用と事業用の併用住宅が建っている＝2～6

▷居住用家屋と非居住用家屋とが混在する＝9

「住宅用地区分」に何らかの数字が入っていれば、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されていることとなります。課税明細書の見方は、市ホームページ〈くらしのガイド→市税→固定資産税→課税明細書の見方について〉からもご覧になれます。

こんなとき、家屋の固定資産税が減額されます

減額措置を受けるためには、工事費用や改修内容などの要件があります。詳しくは問い合わせください。

改修 高齢者等居住住宅のバリアフリー改修に伴う 1 減額措置

翌年度分に限り、床面積100㎡相当分の固定資産税が2/3に減額されます。

改修内容 ①通路または出入り口の拡幅 ②階段のこぎ配緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差解消 ⑦引き戸への取り替え ⑧床表面の滑り止め化

改修 3 既存住宅の耐震改修に伴う減額措置

床面積120㎡相当分までの固定資産税が1/2に減額されます（減額期間は改修終了時期によって異なります）。

改修内容 昭和57年1月1日以前に建築された住宅を現行の耐震基準に適合させた改修工事

改修 2 既存住宅の省エネ改修に伴う減額措置

翌年度分に限り、床面積120㎡相当分の固定資産税が2/3に減額されます。

改修内容 ①窓の改修工事（2重サッシ化、複層ガラス化） ②天井などの断熱性を高める改修工事 ③床などの断熱性を高める改修工事 ※①は必須

新築 認定長期優良住宅に対する減額措置

平成21年6月4日～平成26年3月31日に新築された長期優良住宅は、新たに課税される年度より5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅については7年間）、床面積120㎡相当分までの固定資産税が1/2に減額されます。

※原則として、それぞれの減額措置を同時に受けることはできません。ただし、バリアフリー改修減額措置と省エネ改修減額措置の適用は同時に受けられます。

※既存住宅の減額措置を受ける場合は、工事完了後3カ月以内に、認定長期優良住宅の減額措置を受ける場合は、新築した翌年の1月31日までに関係資料を添付の上、「固定資産税減額申告書」を税務課資産税係に提出してください。

問 税務課資産税係（内線176・177）